

平成27年 第1回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年2月23日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

平成27年2月23日 午前10時00分開会

- 第1 新議員の議席の指定について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 副議長の選挙
 - 第4 議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を
求めることについての上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 第5 議第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号))
 - 議第3号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - 議第4号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)
 - 議第5号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 議第6号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
 - 議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部改正について
- 以上6議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第6 一般質問
 - 第7 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 副議長の選挙
 - 日程第4 議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を
求めることについての上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 日程第5 議第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号))
 - 議第3号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - 議第4号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)
 - 議第5号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 議第6号 平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
 - 議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部改正について
- 以上6議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 一般質問
 - 日程第7 会議録署名議員の指名について

出席した議員（24人）

1番	秦 時 雄	2番	佐 藤 明 郎
3番	熊 谷 健 作	4番	藤 本 好 一
5番	宮 永 英 次	6番	佐 藤 人 巳
7番	渡 邊 一 文	8番	衛 藤 義 弘
11番	佐 田 啓 二	12番	高 野 至
13番	大 戸 祐 介	14番	宮 脇 保 芳
15番	芦 刈 紀 生	16番	古 田 京 太 郎
17番	松 葉 民 雄	18番	小 倉 喜 八 郎
19番	森 大 輔	20番	手 束 貴 裕
21番	福 崎 智 幸	22番	泥 谷 郁
23番	広 次 忠 彦	24番	徳 丸 修
25番	指 原 健 一	26番	秦 野 恭 義

欠席した議員（2人）

9番	富 来 征 一	10番	明 石 光 子
----	---------	-----	---------

出席した事務局職員

事務局書記長	立 川 誠	事務局書記	日 隈 毅
総務課主査	倉 林 功	事業課主査	五十川 大 輔

説明のため出席した職員

広域連合長	釘 宮 磐	副広域連合長	浜 田 博
副広域連合長	坂 本 和 昭		
事務局 長	安 部 亨	会計管理者	皆 見 喜 一 郎
次長兼総務課長	林 広 行	事業課 長	牛 島 照 美
総務課係長	柳 友 彦	事業課係長	佐 保 昌 一
事業課係長	宮 崎 紀 章	会計室 長	姫 野 明 宏

議事の経過

開 会

○議長（秦野 恭義君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、平成27年第1回定例会を開会いたします。

午前10時00分開会

開 議

○議長（秦野 恭義君） ただちに会議を開きます。

午前10時00分開議

諸般の報告

○議長（秦野 恭義君） 日程に先立ちまして、ご報告いたします。

お手元に配付しております「諸般の報告」のとおり、関係市町村議会の議員としての任期満了により、

1名の議員が交代されましたことをご報告いたします。本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（秦野 恭義君）

本日の議題はお手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1、『新議員の議席の指定』を行います。今回、ご当選されました佐藤明郎議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により、議長において、2番に指定いたします。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を求めます。

釘宮磐広域連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇）平成27年大分県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、国において社会保障プログラム法等に沿って医療保険制度改革が進められており、高齢者医療についても、後期高齢者支援金の全面総報酬制導入や、高齢者医療給付の費用負担のあり方について検討が加えられ、制度見直しについての法案が今国会に提出される運びとなっております。

こうした中、国からは、高確法の規定に基づき、各医療保険者が実施してきた特定健診の検証結果などを踏まえた、後期高齢者医療被保険者に対する新たな保健事業の実施を求められており、今後とも県下各市町村と緊密な連携のもと当広域連合の保険者機能をさらに強化していく必要があると考えております。

議員各位には、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、27年度広域連合当初予算案等を付議事項として提案しております。どうか慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

日程第2 会期の決定について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

た。

それではお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。副議長に佐藤明郎議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました佐藤明郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、佐藤明郎議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました佐藤明郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

この際、新副議長に就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（佐藤 明郎君） （登壇）ただいま、副議長にご推挙いただきました佐藤明郎でございます。

私は、平成27年2月に九重町議会から、この広域連合議会に選出されたばかりではございますが、秦野議長のもとで、議員の皆様方のご支援並びに広域連合長をはじめ、関係者の皆様方のご協力を賜りながら、広域連合議会の円滑な運営に最善の努力を尽くす所存でございます。

皆様方におかれましては、何とぞ、ご指導、ご鞭撻をお願い申しあげまして副議長就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

日程第4 議第1号上程、質疑、討論、採決

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第4、議第1号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君） （登壇）議第1号は、「大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて」であります。今回、由川盛登委員が、3月28日をもって任期満了となりますことから、引き続き当広域連合の監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

○議長（秦野 恭義君） これより質疑に入ります。本案に対する質疑はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5 議第2号から議案第7号まで一括上程、質疑、討論、採決

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第5、議第2号から議第7号までの6議案を一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君） （登壇）議第2号 平成26年度特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出とも4,202万3千円増額し、補正後の予算総額を1,808億8,945万9千円としたものであります。

この内容は、各市町村が実施しております人間ドッグやはり・きゅう、マッサージ等の健康増進のための事業に補助金を支出するもので、この財源として財政調整交付金を充当します。平成26年10月27日付けをもって専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものであります。

次に、議第3号 平成26年度一般会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出とも6,688万2千円を減額し、補正後の予算総額を6億9,858万8千円にしようとするものであります。その主なものとしたしましては、歳入においては、市町村負担金の共通経費負担金を6,688万2千円減額し、歳出においては、社会福祉総務費の特別会計への事務費繰出金を3,692万5千円減額しています。

次に、議第4号 平成26年度特別会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出とも1億8,722万2千円を減額し、補正後の予算総額を1,807億223万7千円にしようとするものであります。その主なものとしたしましては、歳入では、市町村負担金を9,613万8千円減額し、また、歳出では、総務費を3,222万8千円減額しています。

次に、議第5号 平成27年度一般会計予算につきましては、ご説明申し上げます。一般会計は、構成市町村からの共通経費負担金と財政調整基金繰入金を主な財源とし、厳しい財政状況を念頭に、最少の経費で最大の効果を挙げるよう広域連合事務局の運営を行うことを基本に、予算を編成いたしました。その結果、平成27年度予算の規模を7億9,296万4千円にしようとするものであります。まず、歳入の分担金及び負担金につきましては、構成市町村からの事務費負担金を7億7,453万1千円計上しております。歳出の総務費につきましては、事務所借上料及び派遣職員27人分の人件費負担金等で2億4,332万7千円を計上し、民生費には特別会計繰出金として5億4,352万1千円を計上しております。

次に、議第6号 平成27年度特別会計予算につきましては、ご説明申し上げます。特別会計予算は、医療費の伸びを考慮したうえで、保険料等の財源を確保することを基本に編成いたしました。その結果、予算の規模を1,794億7,659万8千円にしようとするものであります。

まず、歳入の市町村支出金につきましては、構成市町村からの保険料等負担金及び療養給付費負担金として273億9,196万5千円を計上しております。国庫支出金には、療養給付費等負担金及び財政調整交付金等で600億1,196万9千円を計上しております。

次に、歳出についてですが、保険給付費につきましては、被保険者の窓口負担を除く療養給付費及び高額療養費等で1,731億6,006万7千円を計上しております。

次に、議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者

医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、平成27年度における保険料減額のための財源として当該基金を活用するため、所要の改正を行おうとするものであります。

○議長（秦野 恭義君） それではこれより議第2号から議第7号までの6議案について、一括して質疑を行います。質疑の通告がありましたので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可いたしま

す。

23番、広次忠彦議員。

○23番（広次 忠彦君） 広次でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてですが、歳入7款繰越金が28億円から50億円に大幅に増額されているのかその理由をお聞かせください。また、歳出6款基金積立金は1千円の目出し、同9款予備費は52億円となっていますが、これは特例基金条例の失効と関係があるのか、これについても理由をお聞かせください。

次に、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてです。これは条例の失効を一年間延期するものですが、制度自体は広域連合にとって有力なものであると考えております。今回のような執行の延期が今後も繰り返される状況にあるのかお聞きかせください。また、今後の国の施策の状況についてもお聞かせください。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 林総務課長。

○総務課長（林 広行君） 広次議員のご質問にお答えいたします。

まず、繰越金が28億円から50億円と大幅な増額となった理由についてですが、当広域連合の特別会計は、後期高齢者医療給付に係る収入、支出を計上しておりますが、国、県の支出金については、翌年度精算となるものが多いことから、正確な繰越金につきましては、前年度の決算時点で確定し、その差額を補正予算に計上せざるを得ないシステムとなっており、この繰越額には、翌年度の国等の支出金の返還すべき財源が含まれております。

一方、当初予算の段階での繰越金は、前々年度からの正味繰越金の増減を見込んで計上しておりますが、当広域連合の議会日程の関係などから12月時点の決算見込額で計上しており、以後の療養給付費の支出額が見込み額から大きくずれることもあり、決算値の額を正確に見込むのは困難な状況にあります。

従いまして、当初予算段階比較での繰越金の増減を単純比較して説明できませんが、26年度予算では、24年度約33億円の正味繰越金が、25年度には約6億円が減少すると見込み28億円計上し、27年度予算では、25年度の正味繰越金約40億円が約10億円増加すると見込んで50億円計上したものであります。

次に、基金積立金及び予備費と特例基金条例の失効との関係についてですが、基金積立金につきましては、基金の原資運用で生じる預金利子分千円を目出しし、予備費については、歳入と歳出との調整額を計上しているもので、特例基金条例の失効日の延長とは何ら関係ございません。

次に、基金条例の一部改正についての2点の質問は、相互に関連がございますので一括してお答えいたします。

基金の原資となる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、被保険者の保険料の負担軽減を目的に特例措置として創設されたもので、毎年度、基金に積立て活用することとされており、これまで原則2年毎に失効日を延長してまいりました。この交付金は平成27年度から基金の原資ではなく、単年度補助金事業として交付されることとなります。従いまして、今回の失効日の延長は、先ほど説明いたしました基金利子の積立てと基金の活用を目的としたものでございます。

なお、基金につきましては、国の制度運用の見直し方針に沿って、全額平成27年度の保険料の軽減などに活用され、基金条例は廃止されることとなります。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） ありがとうございます。被保険者の保険料の軽減などの対策をされておられますが、引き続きその努力をしていただくことをお願ひいたしまして質疑を終わります。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 以上で通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたしま

す。

本案について、討論の通告はございませんのでこれより採決を行います。

これより、議第2号から議第7号までの6議案について、一括して採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、議第2号から議第7号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 一般質問

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第6、これより一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、発言を許可いたします。

23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） 改めまして、広次です。通告に沿って一般質問を行います。最初にですね後期高齢者医療制度の保険料に関わる、低年金・低所得者の保険料についてご質問します。後期高齢者医療制度の保険料を払うことができずに滞納をする人たちの問題が、深刻となっております。保険料を完納できない人に対する正規の保険証の取り上げも、全国的には容赦なく行われていると聞いております。保険証がなくて、必要な医療が受けられず、命を落とす事態も後を絶たないといわれております。保険料負担の重さが大問題となっているにもかかわらず、政府は保険料の引き上げを計画しようとしております。厚生労働省が1月末発表した後期医療の財政状況の資料は、制度が抱える問題を改めて浮き彫りとしております。全国的には、改定の度に引き上げられる広域医療の保険料の負担も深刻で、厚生労働省の調査では、滞納者数は全国では23万8千人で、短期保険証を発行された高齢者は2万3千3百人余りとなっていると聞き及んでいます。ほとんどは、年金から天引き対象となっていない低年金・低所得者の高齢者だと思えます。負担に苦しむ高齢者がこれだけいる中で、保険料の軽減措置を廃止、さらに保険料を引き上げようと政府は実施しようとしていますが、実施されれば、保険料が2倍から10倍に跳ね上がる高齢者も生まれるというふう聞いております。こうした改悪改定は断念し、年齢差別と負担増の制度は廃止すべきだと私は考えています。そこで質問しますが、低年金・低所得者の高齢者の滞納者が増えていると聞き及んでいますけれども、その推移、短期被保険者証の発行状況、低年金・低所得者への軽減措置などの対応について見解を伺います。

○議長（秦野 恭義君） 牛島 事業課長

○事業課長（牛島 照美君） 広次議員の質問にお答えいたします。

まず、低年金・低所得者の滞納者の推移でございますが、低年金・低所得者についての明確な定義はございませんので、普通徴収対象者の滞納者について、平成23年度から25年度までの推移を説明させていただきます。

普通徴収の対象となる被保険者は、年額18万円未満の年金受給者、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方などで、各年度の出納閉鎖期日における滞納者数は、平成23年度が1,810人、24年度が1,783人、25年度が1,751人となっております。

なお、普通徴収対象者の中には、特別徴収対象者のうち口座振替による納付を希望された方、保険料額の変更や転入等で一時的に普通徴収となった方も含まれております。

次に短期被保険者証の発行状況でございますが、毎年7月に被保険者証の年次更新に合わせ、広域連合内に設置しております滞納対策審査会において、短期被保険者証の発行対象者を決定し発行しており

ます。平成26年度において決定した発行対象者数は419人ですが、その後、保険料の納付や分納誓約により、196人の方については、全期被保険者証に切り替わっております。その結果、2月18日時点で、引き続き短期被保険者証の対象となっておられる方は223人という状況でございます。

平成23年度から25年度までの各年度における当初決定した発行対象者数は、平成23年度が534人、24年度が514人、25年度が494人となっており、短期被保険者証の対象者数は、年々減少しております。

なお、短期被保険者証の対象者決定にあたっては、各市町村から対象者の報告をいただいておりますが、市町村においては、未納者の個別の状況を勘案し、納付相談の案内等を行った上で、適切な対象者の選定を行っていただいているものと理解しております。

次に低年金・低所得者への軽減措置の対策についてですが、現在、保険料軽減には均等割9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、所得割5割軽減、また、均等割9割軽減、所得割0円とする被扶養者軽減がございます。

平成26年6月21日に行った平成26年度確定賦課時における各軽減措置の対象者が賦課対象者全体に占める割合は、9割軽減が22.98%、8.5割軽減が19.39%、5割軽減が7.66%、2割軽減が6.38%、所得割軽減が9.00%、被扶養者軽減が13.28%となっており、一部軽減対象者の重複がございますが、延べ78.69%の方が何らかの保険料軽減措置を受けている状況となっております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） ありがとうございます。短期被保険者証の発行状況減っているということですし、軽減措置についてもお聞きしましたが、高齢者の生活で年金は減らされていく一方で消費税などで負担増と生活は大変となっておりますので、各市町村からの報告に基づいて連合では取り組みをされているということですが、やはりさらに高齢者の生活をよく見て対策をとられるよう連合の方からも要請していただきたいということをお願いしておきます。

次の質問に移ります。厚生労働省は、9日に開いた社会保障制度審議会の3つの部会に、医療保険、介護保険、生活保護制度の見直し案を示しました。医療保険部会で示した制度改革の骨子では持続可能な制度構築を口実に負担増や給付減メニューが並んでいます。後期高齢者医療保険料を軽減するための特例軽減を2017年度平成29年度から段階的に廃止しようとしております。実施されれば全国的には865万人に上る低所得者も含め、保険料が2倍から10倍になる高齢者も出ると聞いていますが深刻な受診抑制をもたらす危険もあります。そこで質問しますがこうした政府の動向をどのようにお考えか、また、対応などについて見解をお聞かせください。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） 保険料軽減特例の段階的廃止についての政府の動向への見解、対応などについて、お答えいたします。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、関係閣僚により構成される社会保障制度改革推進本部が設置されております。

平成27年1月13日に社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子において、後期高齢者の保険料軽減特例については、特例として実施してから7年が経過する中で見直しが求められており、段階的に縮小する。その実施にあたっては、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に均等割7割・5割・2割軽減の本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。という方針が示されております。

保険料が10倍になる方もいるのでは、というお尋ねの件につきましては、被扶養者軽減の対象となっている方の均等割9割軽減が廃止され、本則である均等割軽減を適用することとなった場合、臨時的な所得等により均等割軽減が適用されず、対象年度の保険料が増加する方などが想定されます。このように、急激な負担増となる方へのきめ細かな激変緩和措置の具体的内容については今後検討される予定であることから、その動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

なお、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、平成26年11月13日に後期高齢者医療制度に関する要望書を厚生労働大臣に提出しておりますが、その中で、保険料については、高齢者の生活環境を十分把握した上で保険料負担の軽減などを設定するとともに、その見直しにあたっては過度の負担や急激な変化とならないよう十分に配慮し、実施にあたっては、国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないよう進めること。と要望しており、今後も他の広域連合と連携しながら、適宜、要望等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） ありがとうございます。全国協議会などを通じて要望書も出されているということですが、是非ですね、引き続き、こういった保険料が上がって大変な状態になる、受診抑制を招くような事態は避けるような努力もある程度していただきたい、ということをお願いして最後の質問に参ります。

紹介状なしに500床以上の大病院などを受診する際に5千円から1万円の定額負担を導入しようとしております。また、入院給食の自己負担についても1食260円を460円に引き上げる方向を示しています。高齢者から現役世代まで若いも若きも負担増給付減となっております。さらに保険のきかない医療を拡大する患者申出医療も新たに導入することも検討されております。お金のある人しか受けられない医療が増える。国民皆保険制度を空洞化させることにもなりかねません。そこで質問しますが、こうした政府の見直しについてどのような見解を持たれているか。また、こうした見直しを行わないように求めていく考えがないか見解を伺います。

○議長（秦野 恭義君） 安部事務局長。

○事務局長（安部 亨君） 紹介状なしでの大病院の受診での定額負担の導入や入院時食事療養費の自己負担の見直しについてのご質問は、私のほうからお答えいたします。

医療機関は、大きくは、風邪などの日常的な病気や生活習慣病、安定した慢性疾患のときには診療所などのかかりつけ医が担当し、より高度な治療が必要となったときは、大きな病院が担当するという役割分担の下、各医療保険の被保険者の医療という療養の給付を担当しております。

これまで国は、こうした役割分担が、効率的、効果的に発揮できるよう、200床以上の大病院において紹介状を持たない初診患者への選定療養導入や紹介率・逆紹介率の低い大病院における初診料の減額などの措置をとってまいりましたが、200床以上の病院での外来患者総数に占める紹介なし患者の割合は6割から8割に上り、現在ほとんどの大病院では、増加する外来患者の治療に時間をとられ、十分な余裕を持って入院患者の診療や救急医療対応ができないなどの課題が指摘されております。

今回の、開業医などからの紹介状なしに大病院を受診した場合の定額負担の導入は、こうした課題を解決するためのものであり、大病院における勤務医の負担軽減や、症状に応じた適正な医療機会の提供など、病院機能の機能分担の強化にもつながるものと考えております。

また、入院時食事療養費の自己負担額につきましては、現在、入院時の食事代は全国一律で1食640円となっており、そのうち380円が医療保険でまかなわれておりますので、自己負担額は1食260円となっております。

一方、在宅療養の場合は、医療保険からの食事代の給付は受けられないことから、1食当たり260円の自己負担額を平成28年度、平成30年度の2回に分けて100円ずつ引き上げることにより在宅療養との負担の公平性を確保するとしておりますが、住民税が課税されない方、難病患者や小児慢性特定疾患患者の方につきましては、現在のまま据え置くこととしております。

こうした医療給付制度の見直しは、全国後期高齢者医療広域連合協議会会長や全国老人クラブ連合会理事などが参画する社会保障審議会医療保険部会等の場で、様々な視点から総合的に議論、検討されて導かれたものであり、また、国民皆保険のもと、被保険者が安心して医療を受けられる環境づくりにつながる側面もあるものと考えており、現時点ではこの2点の見直しについて国に要望することは考えておりません。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、ありがとうございました。500床以上の大病院に対する定額負担の導入について、機能分担に繋がるということですが、しかし一方で受診抑制にも繋がる可能性がありますのでこれはですねやはりきちんと見ていく必要があるかと思えますし、入院の給食費についてもですね必要があって入院をされているわけで、在宅の方との公平性ということでは単純には言い切れないと思います。こうした点を改めて検討していただいて必要な対策をとっていただくように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（秦野 恭義君） 以上で、一般質問を終了いたします。

日程第7 会議録署名議員の指名について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において、7番、渡邊 一文 議員、9番、高野 至 議員のご両名を指名いたします。

お諮りいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

広域連合長退任あいさつ

○議長（秦野 恭義君） 以上で、今期定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君） （登壇）大変貴重なお時間をいただき、恐縮に存じますが謝辞を申し上げます。

私ごとになりますが、大分市長の任期満了を前に退職いたすことになり、これに伴いまして3月2日付で広域連合長の任を退くこととなります。

振り返ってみますと、平成19年2月に当広域連合が設置され、爾来、広域連合長として、県内各市町村と緊密な連携のもと、後期高齢者医療制度の定着化に力を注いでまいりました。

8年目を迎える中、円滑な制度運営を行うことができていることは、議員各位のご理解、ご協力の

賜物と心からお礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、すでに団塊の世代が高齢期を迎えており、今後さらに高齢化が進行し、2025年には65歳以上の人口は約3,700万人と総人口の約3割となります。このうち75歳以上の高齢者は約2,200万人、人口の約2割を占めるまでに大幅に増加するものと推計されます。

こうした中、後期高齢者医療の安定的な運営を確保し、高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるように当広域連合の果たすべき役割は、今後ますます大きくなるものと考えております。

なお、私の職務代理ですが、別府市長をご勇退される浜田副連合長には、4月29日の市長としての任期満了まで務めていただくこととし、4月30日から新たな連合長が選挙されるまでの間は、坂本副連合長に務めていただくこととしております。

皆さま方におかれましては、これまでにもましましてお力添え賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆さま方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

どうも長い間、ありがとうございました。

閉 会

○議長（秦野 恭義君） お諮りいたします。今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、平成27年第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

午前10時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年2月23日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 秦野恭義

署名議員 渡辺一文

署名議員 高野至